



後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に新しい保険証に変わります。

現在お使いの保険証は有効期限が平成25年7月31日までなので、8月以降は新しい保険証をお使いください。新しい保険証は、7月31日までに市から対象の方に郵送します。

今回送付する保険証は表面の色がオレンジ色です。

8月になっても保険証が届かないなど、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。



健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療係
995-1813



● 病院窓口での支払いについて ●

保険証には「一部負担金の割合」の欄があります。これは、病院窓口で支払う金額の割合を、平成24年中の所得に基づき判定したものです。(1割または3割)

*一部負担金の割合が3割となる方

住民税の標準課税所得額が145万円以上の方、またはその方と同じ世帯の方

※ただし、次の条件に該当する方は、申請すると1割になります。

対象となる方には7月中に市から申請書を郵送しますので申請してください。

- 世帯に被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の場合
- 世帯に被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の場合
- 世帯に被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいて、被保険者と同じ世帯の70歳から75歳未満の方の収入合計額が520万円未満の場合

※被保険者とは後期高齢者医療の保険証をお持ちの方です。

● 保険証の詐取にご注意ください ●

広域連合や市町職員を装い、「保険証の更新時期になったので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、保険証を詐取する事例が発生しています。不審な訪問者があった場合、絶対に保険証を渡さずに、警察、広域連合または市役所へお問い合わせください。

※有効期限が切れた保険証は、各自で確実に処分するか、国保年金課または各支所へ返却してください。

☎県後期高齢者医療広域連合 054-270-5520